

国連安保理による「授権」行為の憲章上の
位置づけに関する一考察
—多機能化する多国籍軍型軍事活動を例として—

山本 慎一

はじめに	32
1. 多国籍軍の組織化と授権決議	35
2. 「授権」行為の正当化理論	43
3. 明文規定への根拠づけ	48
まとめ	52

はじめに

国際連合（以下、国連と略記）の安全保障理事会（以下、安保理と略記）は、国連憲章（以下、憲章と略記）第 24 条の下で国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負っており、憲章第 6 章に基づく紛争の平和的解決の努力が奏功しない場合には、第 7 章の下で、平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為に関する行動をとる権限を有している。憲章は、安保理が国連加盟国に代わって行動をとるために、第 2 条 4 項で加盟国に武力行使の禁止を義務づけ、また同条 7 項で第 7 章に基づく強制措置の場合を除いて、加盟国の国内管轄事項への不干渉を規定している。国連の集団安全保障体制は、武力行使禁止原則を前提として、その違反が生じた場合には、安保理が加盟国に代わって第 7 章の下で集団的措置をとるものであったが、冷戦下では安保理常任理事国の行動の不一致により、憲章起草者が意図したような機能を果たしえなかったことは、周知のとおりである¹⁾。しかし冷戦終結後、安保理の機能回復により、国連の平和維持活動（以下、PKO と略記）や憲章第 7 章下の集団的措置は、大きな発展を遂げている²⁾。とりわけ 1990 年のイラクによるクウェート侵略に端を発した湾岸危機において、安保理が第 7 章に言及した決議を採択し、加盟国に対してあらゆる必要な手段の行使を許可する (authorize) 行為は、

1) たとえば、佐藤哲夫『国際組織法』有斐閣、2005 年、277-293 頁；神余隆博『新国連論：国際平和のための国連と日本の役割』大阪大学出版会、1995 年、108-119 頁；高井晋『国連安全保障法序説—武力の行使と国連』内外出版、2005 年、18-38 頁を参照。

2) PKO の発展とそれに伴う性質の変化については、酒井による一連の研究が詳しい。酒井啓巨「国連平和維持活動の今日的展開と原則の動揺」『国際法外交雑誌』第 94 巻第 5・6 号、1996 年、93-116 頁；同「国連平和維持活動における同意原則の機能—ポスト冷戦期の事例を中心に」安藤仁介・中村道・位田隆一編『21 世紀の国際機構：課題と展望』東信堂、2004 年、237-278 頁；同「国連平和維持活動と公平原則—ポスト冷戦期の事例を中心に」『神戸法学雑誌』第 54 巻第 4 号、2005 年、277-327 頁；同「国連平和維持活動と自衛原則—ポスト冷戦期の事例を中心に」浅田正彦編『二十一世紀国際法の課題』有信堂高文社、2006 年、343-373 頁。国連の集団安全保障体制と武力行使に係る問題については、冷戦期から数多くの研究がなされているが、冷戦終結後の変化を踏まえたものとして、たとえば以下の文献を参照。Christine Gray, *International law and the Use of Force*, 2nd ed., Oxford University Press, Oxford, 2004; Simon Chesterman, *Just War or Just Peace? Humanitarian Intervention and International Law*, Oxford University Press, Oxford, 2001; 佐藤哲夫、前掲書、330-354 頁。

米国を中心とする多国籍軍の組織化を促し、以降の安保理による集団的措置のモデルケースとなっていった。第7章に言及した安保理決議によって、意志と能力を有する諸国が結集し、国際の平和と安全の維持のために行動するといった紛争処理の方式は³⁾、多様な任務内容を伴って各地で見られるようになった。ところがこうした紛争処理方式は、安保理による憲章第7章権限の授権 (delegation) として捉えられるものの⁴⁾、その具体的な憲章上の根拠は、第41条の非軍事的措置の場合を除き、軍事的措置に関しては不明確であった⁵⁾。そこで、安保理による「授権」行為は憲章上いかなる根拠を有するのか、「授権」行為の憲章上の位置づけを明らかにするのが本稿の目的である。

考察に入る前に、本稿で使用する用語の定義を確定しておく。題目にも掲げた安保理の「授権」行為とは、安保理決議において加盟国に対し、あらゆる必要な手段 (all necessary means) の行使を許可する (authorize) 行為である⁶⁾。“authorize”をめぐる訳出については、「許可」あるいは「授権」といったように定まっていな

3) 「紛争処理」という用語は、「国際紛争平和的処理条約」(1907年)のように、一般に紛争の平和的解決の問題として認識されるが、本稿では、安保理の授権を得た軍事的措置によって紛争に対処する意味で用いる。

4) Danesh Sarooshi, *The United Nations and the Development of Collective Security: the Delegation by the UN Security Council of its Chapter VII Powers*, Oxford University Press, Oxford, 1999; Jochen A. Frowein and Nico Krisch, “Introduction to Chapter VII,” in Bruno Simma, (eds.) *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 2nd ed., Oxford University Press, Oxford, 2002, pp.712-713; Simon Chesterman, *op.cit.*, pp.164-165.

5) 実際の安保理決議の規定ぶりは、“Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations,”と規定するのみで、具体的な条文は挙げられていない。

6) 「あらゆる必要な手段」の表現は、“all necessary means”に限定されない。たとえば、“all necessary measures”や“all necessary steps”も含みうるし、“all”が付かない場合であっても現地の状況などから武力行使を含意していることもある。

いが⁷⁾、“authorization”は“delegation”よりも限定した意味として理解しうることから⁸⁾、本稿では「許可(authorization)」と「授權(delegation)」を訳し分け、前者の概念は後者に包摂されるものとして捉える。この理解により、あらゆる必要な手段の行使を加盟国に対して許可する行為は、安保理による授權行為と位置づけられる。そして加盟国に対する授權行為を規定する安保理決議を、本稿では便宜的に授權決議と称し、特に決議内で“authorization”に係る箇所を授權規定と呼ぶ。また、本稿でいう多国籍軍とは、安保理の授權行為により、意志と能力のある加盟国によって組織され、活動する軍隊を意味し、これには地域的機関が主導する軍隊も含まれる。そして多国籍軍によって行われる活動を、特に多国籍軍型軍事活動と称する。このとき安保理による授權の有無によって、いわゆる有志連合による活動とは区別され、本稿では授權のないその種の活動は考察の対象としていない。

以上の定義に従って、本稿は次のような構成で議論を進めていく。第1節では、多国籍軍型軍事活動の事例を取り上げ、その特徴を指摘するとともに、安保理の授權行為を考察する素材として、湾岸多国籍軍と朝鮮国連軍に係る経緯を紹介する。第2節では、授權行為を正当化しうる理論とその限界を分析し、第3節で、授權行為を憲章の明文規定に根拠づけうる考え方を検討する。

7) たとえば湾岸危機における国連の対応を分析した松井は、安保理決議678の中の“authorize…to use all necessary means”の規定ぶりを「必要なすべての手段を行使する権限を付与する」と訳出し、これを「授權」と称している。他に香西や松田も「授權」と訳出している。他方、佐藤や筒井、藤田は「許可」と訳出している。尾崎は、「オーソリゼーション」と訳出するものの、Sarooshiの文献(前掲注4)を引用し、それは「授權(delegation)」を意味するものと指摘している。以上、松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』日本評論社、1993年、69-71頁; 香西茂「国連による紛争解決機能の変容—『平和強制』と『平和維持』の間」山手治之・香西茂編『現代国際法における人権と平和の保障—21世紀国際社会における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして(下)』東信堂、2003年、214-215頁; 松田竹男「国際連合の集団安全保障—その歴史、現状、課題」『国際法外交雑誌』第94巻第5・6号、1996年、83頁; 佐藤哲夫、前掲書、338-340頁; 筒井若水「集団安全保障と安全保障理事会の役割」『世界法年報』第14号、1994年、26頁; 藤田久一『国連法』東京大学出版会、1998年、344頁; 尾崎重義「国連(安全保障理事会)の『オーソリゼーション』に基づく国家の武力行使」『二松学舎創立百二十五周年記念論文集』2002年、40頁を参照。

8) Danesh Sarooshi, *op.cit.*, pp.12-13; Simon Chesterman, *op.cit.*, p.165. また、“authorization”と“delegation”は、安保理による加盟国への権限の移譲(transfer)という点に限れば、二つの言葉は同義語とみなしうるとの指摘もある。Erika De Wet, *The Chapter VII Powers of the United Nations Security Council*, Hart Publishing, Oxford, 2004, pp.258-260.

1. 多国籍軍の組織化と授權決議

本節では、安保理による授權行為の具体的な考察に入る前に、多国籍軍型軍事活動の事例を概観し、その任務の性格を捉えた上で、湾岸多国籍軍と朝鮮国連軍が組織されるに至った経緯について述べる。

(1) 多国籍軍型軍事活動の展開事例

先の定義に従って、安保理の授權によって組織された多国籍軍型軍事活動を整理した一覧が、表1および表2である。表1は、憲章第7章に言及した授權決議によって組織された多国籍軍型軍事活動の事例であり、表2は、憲章第7章とともに憲章第8章が決議文中で明示された事例である。いずれも授權決議に示された任務内容と、その性格を分類して列挙したものである。表中の多国籍軍型軍事活動の展開事例の一覧はすなわち、安保理の授權行為とその結果採択された授權決議の数であるともいえる。表からも明らかなように、安保理決議678によって組織され、イラクに展開した湾岸多国籍軍が、多国籍軍型軍事活動の端緒であるといえる。

多国籍軍の任務の性格は、その内容から判断して、制裁的性格、人道的性格、平和維持的性格の三種類に分類することができる⁹⁾。本稿では多国籍軍の具体的な活動内容に踏み込んで詳述する余裕はないが、その大まかな傾向を捉えると、多国籍軍型軍事活動は、平和維持的性格を基本としながら、個別の紛争事情に対応するために人道的性格の任務が与えられ、湾岸多国籍軍で見られたような制裁的性格の任務は例外的であるといえる。

一方、安保理の授權によって組織される多国籍軍とは別に、冷戦期において国連の權威の下で軍事力の使用が容認された例外的なケースとして、1950年の朝鮮国

9) 「多国籍軍」の定義や任務内容の捉え方によっては異なる分類が可能である。たとえば上杉は、多国籍軍の事例を、強制/制裁措置、人道的介入、PKOの三種類に分類している。上杉勇司「平和維持と平和構築の接点—平和維持の多様な形態と平和構築への貢献」山田満・小川秀樹・野本啓介・上杉勇司編著『新しい平和構築論—紛争予防から復興支援まで』明石書店、2005年、97-98頁。

連軍が挙げられる。朝鮮国連軍の組織化にあたっての安保理の対応は、授權行為による多国籍軍組織化のモデルケースとなった湾岸多国籍軍の事例とともに、授權行為の法的性格を捉える際の重要なメルクマールであるといえる。そこで、次にこの二つの事例について、授權決議が採択されるまでの背景を簡単に触れておく。

(イ) 湾岸多国籍軍の組織化経緯

1990年8月2日、イラクがクウェート領内に侵攻したのを受けて、安保理は決議660を採択し¹⁰⁾、決議前文で「国際の平和と安全に対する侵害」の存在を認定し、憲章第39条および第40条の下で行動することを明らかにした¹¹⁾。そして決議本文で、イラクのクウェート侵攻を非難し、即時かつ無条件の撤退をイラクに対して求め、さらにイラクとクウェートの両国に対して紛争解決のための交渉を開始することを要請した。その後、安保理は決議661を採択し¹²⁾、イラクに対する経済制裁を決定した。同決議は、前文で憲章第7章の下で行動することを明記した上で、本文において、決議660第2項が求めた即時かつ無条件の撤退が実現していないことを認定し、イラクに同条項を遵守させること、ならびにクウェートの正統政府の権威を回復させることを目的として、とるべき措置を決定した¹³⁾。さらに安保理は、決議665を採択し¹⁴⁾、クウェート政府に協力して当該地域に海上兵力を展開している加盟諸国に対し、船舶の積荷や目的地を査察・検証し、さらに決議661に定められた輸送に係る規定の厳格な履行を確保するために、出入港する全ての船舶を停船させるため、安保理の権威の下で、具体的状況に即して必要と思われる措置をとるこ

10) UN Doc. S/RES/660 (2 August 1990), adopted by 14 votes and 1 member (Yemen) didn't participate in the vote.

11) 湾岸危機における国連の対応については、次の文献を参照。United Nations, *The United Nations and the Iraq-Kuwait Conflict 1990-1996*, United Nations Department of Public Information, New York, 1996, pp.14-28; 尾崎重義「湾岸戦争と国連憲章—『新世界秩序』における国連の役割のケース・スタディとして」『筑波法政』第15号、1992年、1-78頁; 松井芳郎、前掲書。

12) UN Doc. S/RES/661 (6 August 1990), adopted by 13 votes with 2 abstentions (Cuba, Yemen).

13) 措置の内容は禁輸措置や資金凍結など、詳細は決議本文第3項および第4項を参照。

14) UN Doc. S/RES/665 (25 August 1990), adopted by 13 votes with 2 abstentions (Cuba, Yemen).

とを要請した。

これら一連の決議の採択¹⁵⁾にも拘らず、決議 660 で示されたイラク軍のクウェートからの即時かつ無条件の撤退が実現を見ない状況であったため、安保理は 11 月 29 日に決議 678 を採択するに至った¹⁶⁾。同決議は、前文で憲章第 7 章に言及した上で、本文で決議 660 とその後に続く全ての関連諸決議の遵守をイラクに対して求め、かつ、全ての安保理の決定を維持しながら、イラクに対し最後の機会 (final opportunity) を与えることを決定した。そしてクウェート政府に協力している加盟国に対して、イラクが 1991 年 1 月 15 日までに関連諸決議を完全に履行しなければ、それらの関連諸決議の維持および履行と、当該地域における国際の平和と安全を回復するために、あらゆる必要な手段の行使を許可した (authorize) のである。

決議 678 の採択の後、同決議内で設定された 1 月 15 日の期限までに、国連事務総長を始めとして数々の調停活動が試みられたが奏功には至らなかった。そして 17 日未明、イラクおよびクウェート領内に駐屯するイラク軍と軍事施設等に対して、米軍を中心とした多国籍軍による大規模な空爆に始まる「砂漠の嵐」作戦 (Operation Desert Storm) が開始され、湾岸戦争が始まった¹⁷⁾。

-
- 15) 本文で挙げた決議の他に、イラクによるクウェート併合の無効を確認した決議 662、イラクに対し第三国国民の安全確保と出国を求めた決議 664、経済制裁における人道性への配慮と制裁委員会の権限を定めた決議 666、イラクによる在クウェート外国公館攻撃の非難とウィーン外交関係条約の遵守を求めた決議 667、経済制裁により影響を受ける国との協議を制裁委員会に付託した決議 669、イラクおよびクウェートへの空輸の禁止と航空の安全確保に関してシカゴ条約の遵守を求めた決議 670、イラクの損害賠償責任や事務総長による仲介を定めた決議 674、イラクによるクウェートの人口構成比の改ざんを非難した決議 677 がある。これら一連の決議の評価および採択経緯については、松井芳郎、前掲書、27-93 頁が詳しい。
- 16) UN Doc. S/RES/678 (29 November 1990), adopted by 12 votes to 2 (Cuba, Yemen) with 1 abstention (China).
- 17) 湾岸戦争における正式な停戦の枠組みは、1991 年 4 月 3 日に採択された安保理決議 687 で提示され、イラク・クウェート間の国境線の画定や国連監視団の派遣、大量破壊兵器の破壊や損害賠償責任に関する内容を規定していた。イラクから事務総長および安保理議長に向けた 4 月 6 日付の書簡の中で、決議を受諾する旨の通告があり、安保理議長からイラク代表宛の 11 日付の書簡で、正式に停戦が発効したという宣言がなされた。UN Doc. S/RES/687 (3 April 1991), adopted by 12 votes to 1 (Cuba) with 2 abstentions (Ecuador, Yemen); S/22456 (6 April 1991); S/22485 (11 April 1991).

(ロ) 朝鮮国連軍の組織化経緯

1950年6月25日、北朝鮮軍が北緯38度線を越えて韓国領内に侵攻したのを受けて、安保理はソ連が中国代表権問題で欠席する中、決議82を採択し¹⁸⁾、決議前文で北朝鮮軍による行動が「平和の破壊」を構成するとの認定を行った¹⁹⁾。そして本文で、敵対行為の即時停止と38度線への即時撤退を北朝鮮に求めるとともに、国連加盟国に対しては、決議の履行において国連にあらゆる援助を与えること、さらに北朝鮮への支援を慎むことを要請した。しかし、北朝鮮が決議に従う姿勢を見せなかったため、安保理は27日に決議83を採択した²⁰⁾。同決議は、武力攻撃を撃退し、当該地域における国際の平和と安全を回復するために必要と思われる援助を韓国に与えることを、加盟国に対して勧告した(recommend)。その後、安保理は決議84を採択し²¹⁾、前記の決議に従って兵力その他の援助を提供している全ての加盟国が、それらを米国の下にある統合された司令部に提供することを勧告し、米国に対しては、その軍隊の司令官を任命することを要請した。さらに安保理は、統合された司令部に対して国連旗の使用を許可し(authorize)、また米国に対しては、同司令部の下にとられた行動の経過に関して、安保理に報告書を提出することを要請した。

こうして朝鮮戦争における「国連軍」²²⁾は、安保理決議83および84の勧告に基づいて、極東米軍を中心に組織されることとなった。そして、北朝鮮軍の侵攻から1ヵ月後の7月25日付の極東軍司令部コミュニケ第135号²³⁾において、米軍のマ

18) UN Doc. S/1501 (25 June 1950), adopted by 9 votes with 1 abstention (Yugoslavia) and 1 member absent (U.S.S.R.).

19) 朝鮮戦争時における国連の対応については、Derek W. Bowett, *United Nations Forces: A Legal Study of United Nations Practice*, Stevens, London, 1964, pp.29-60; 高橋通敏『安全保障序説』有斐閣、1960年、168-202頁を参照。

20) UN Doc. S/1511 (27 June 1950), adopted by 7 votes to 1 (Yugoslavia) with 2 abstentions (Egypt, India) and 1 member absent (U.S.S.R.).

21) UN Doc. S/1588 (7 July 1950), adopted by 7 votes with 3 abstentions (Egypt, India, Yugoslavia) and 1 member absent (U.S.S.R.).

22) 「国連軍」の名称は、“United Nations Forces”の訳語に由来するものであり、国連憲章の手続に則って組織される「国連軍」とは一線を画す。“United Nations Forces”の記載については、UN Doc. A/RES/376 (V) (7 October 1950), Article 1-(d)を参照。

23) UN Doc. S/1629 (25 July 1950).

ッカーサー将軍の指揮の下、東京に国際連合軍司令部 (United Nations Command) が置かれ²⁴⁾、38度線を挟んで北朝鮮軍と対峙することになったのである²⁵⁾。

【表 1】 多国籍軍型軍事活動の展開 (憲章第 7 章への言及事例)

展開地	授權決議(採択年)	主な任務内容	任務の性格
イ ラ ク	S/RES/678 (1990)	安保理決議 660 と関連諸決議の履行確保 国際の平和と安全の回復	制裁
	S/RES/1511(2004)	イラクにおける安全と安定の維持への貢献 UNAMI、イラク統治評議会、イラク暫定行政府における他の機関、重要な人道および経済インフラの安全への貢献	人道・ 平和維持
ソ マ リ ア	S/RES/794(1992)	人道的救援活動のための安全な環境の確立	人道・ 平和維持
ル ワ ン ダ	S/RES/929(1994)	安保理決議 925 第 4 項(a)及び(b)で設定された人道目的の達成 (例：避難民・難民・市民の保護、人道援助活動の支援)	人道・ 平和維持
ボ ス ニ ア	S/RES/836(1993)*	UNPROFOR 支援のための空軍力行使	平和維持
	S/RES/1031(1995) S/RES/1088(1996)	和平合意の履行確保 (例：停戦監視、兵力撤退および引き離しの監視・支援)	平和維持
	S/RES/1575(2004)	EUFOR と NATO のプレゼンスの防衛 EUFOR と NATO の任務遂行のための支援	平和維持

24) この国連軍司令部は、決議 84 にいう統合された司令部とは異なるものとされる。統合された司令部は事実上米国政府と同義であり、国連軍の指揮に関する最高の権威である一方、国連軍司令部は、統合された司令部の下で現地の指揮を担うものとされる。阪口規純「国連の集団安全保障と多国籍軍—安保理決議を中心に」『大阪女学院短期大学紀要』第 30 号、2000 年、204 頁 (注 9) 参照。

25) 開戦当初は北朝鮮軍が優勢であったが、その後国連軍が巻き返し、国連軍の 38 度線突破を容認する総会決議 (UN Doc. A/RES/376 (V)) が採択され、実際に 38 度線の突破がなされると中華人民共和国が北朝鮮支援のための義勇軍を派遣した。中華人民共和国の義勇軍派遣は侵略行為と認定され、同国と北朝鮮に対する禁輸措置勧告が行われたが、その後 38 度線を挟んで膠着状態が続き、1953 年 7 月 27 日に休戦協定が締結され、現在も国連軍は韓国領内に留まっている。UN Doc. A/RES/498 (V) (1 February 1951); UN Doc. A/RES/500 (V) (18 May 1951); UN Doc. A/2431 (27 July 1953) 参照。

ハイチ	S/RES/940(1994)	ガバナーズ島協定に従った軍部指導者の退陣 正統に選挙された大統領の即時帰国 ハイチ正統政権の復権 ガバナーズ島協定を履行可能にする安全で安定した環境の創出と維持	平和維持
	S/RES/1529(2004)	ハイチの首都とその他の地域の安全かつ安定した環境への貢献 人道援助の供給と国際的な人道職員によるアクセスの促進 公共の安全と法秩序の確立・維持と人権の促進・保護のため、ハイチ警察とハイチ沿岸警備隊に対する国際的支援の提供促進 国際および地域的機関がハイチの人々を支援するための条件づくりの支援 人道状況の一層の悪化を防止するための必要な調整	人道・ 平和維持
東部 ザイール	S/RES/1080(1996)	人道援助機関の即時帰還と援助物資の効果的な分配の促進 避難民・難民の帰還促進	人道
アルバニア	S/RES/1101(1997)	人道援助の安全かつ迅速な分配の促進 国際機関の活動のための安全な環境の創出 要員の安全と移動の自由の確保	人道・ 平和維持
中央アフリ カ共和国	S/RES/1125(1997)	バンギ協定の履行監視による平和と安全の回復の促進 要員の安全と移動の自由の確保	平和維持
コソボ	S/RES/1244(1999)	敵対行為の停止、停戦の維持、ユーゴ軍・警察・準軍事組織のコソボからの撤退確保と帰還防止 KLA および他のアルバニア系武装組織の非武装化 安全な環境の確立 公共の安全と秩序の確保 地雷除去活動の監督 UNMIK の活動との調整と支援 国境の監視 KFOR、UNMIK、その他国際機関の防護と移動の自由の確保	平和維持
東ティモール	S/RES/1264(1999)	東ティモールにおける平和と安全の回復 UNAMET の任務遂行の支援と保護 人道援助活動の支援	人道・ 平和維持

アフガニスタン	S/RES/1386(2001) S/RES/1510(2003)	カブールとその周辺地域における治安の維持に従事するアフガン移行政権とその後継機関の支援 ボン合意を促進するその他の任務遂行のための安全支援の提供	平和維持
コンゴ民主共和国	S/RES/1484(2003)	ブニアにおける治安状況の安定化と人道状況の改善への貢献 空港とブニアに集まる国内避難民の保護 ブニアの街の市民、国連要員および人道職員の安全への貢献	人道・平和維持
	S/RES/1671(2006)	安定化のための MONUC 支援 市民の保護、空港の防護 EU 軍施設および要員の安全と移動の自由の確保	平和維持
リベリア	S/RES/1497(2003)	DDR の初期段階のための条件づくりを含む停戦合意の履行支援 現大統領の退陣後と後継政権の就任の間の安全の確立と維持の支援 人道援助実施のための環境の確保 多国籍軍と交替する長期的な国連安定化軍 (United Nations stabilization force) 導入のための準備	人道・平和維持
コートジボワール	S/RES/1528(2004) S/RES/1584(2005) S/RES/1609(2005)	安定化のための UNOCI 支援 UNOCI 展開地域内の市民の保護の支援 禁輸措置の履行確保 武器の収集・処分	平和維持

出典) 国連安保理の決議の内容を基に筆者作成。

* S/RES/836 の授權規定は decide と記述。同規定の内容は、その後クロアチアにも適用 (S/RES/908, 958, 1037)。

【表 2】 憲章第 7 章 + 第 8 章言及の多国籍軍型軍事活動事例

展 開 地	授權決議 (採択年)	主な任務内容	任務の性格
ボ ス ニ ア	S/RES/787(1992)	禁輸措置の履行確保 (海上封鎖)	制裁
	S/RES/816(1993)	飛行禁止の履行確保 (空域封鎖)	人道・ 平和維持
シ エ ラ レ オ ネ	S/RES/1132(1997)	禁輸措置の履行確保 (海上封鎖)	制裁
コートジボワール	S/RES/1464(2003)	要員の安全と移動の自由の確保 市民の保護	平和維持

出典) 国連安保理の決議の内容を基に筆者作成。

(2) 多国籍軍型軍事活動の多機能化と「授權」行為の法的性格の再検討

湾岸多国籍軍と朝鮮国連軍は、「許可(authorization)」と「勧告(recommendation)」というように、安保理決議内の表現に違いが見られる。また、湾岸多国籍軍で見られた許可方式は、その後、表 1 および 2 で示した各事例に引き継がれ、多国籍軍の組織化を促す方法として定式化されている。しかし、憲章第 7 章に言及し、加盟国に対してあらゆる必要な手段の行使を許可するという授權行為自体には共通性が見られるものの、多国籍軍型軍事活動の実態は、湾岸多国籍軍以降、先の表 1 および 2 で示したように、多機能化の様相を呈している。そこで明らかな点は、その任務内容が国際の平和と安全の回復といった制裁的性格ではなく、人道目的や治安の確保、暫定政府の支援や文民の保護など、人道的・平和維持的性格を帯びる傾向にあるということである。任務内容だけを捉えれば、PKO の任務との同質性が看取でき、この特徴を裏付けるように実際の活動現場でも、多国籍軍から PKO への移行あるいは連携・協力といった事例が増えている²⁶⁾。その背景には、憲章第 7 章の下で設立される PKO の増大と任務の複合化が存在し、両者の任務内容の接近に伴って、

26) たとえば東ティモールやハイチ、アフリカ諸国で展開する多国籍軍とその活動を引き継ぐ PKO、またコソボにおいては PKO である暫定統治機構と多国籍軍とが重層的に展開し、役割分担が行われているといった事例を指摘しうる。

平和維持と平和強制の結合と呼ばれる現象が生まれている²⁷⁾。

多国籍軍型軍事活動の多機能化は、安保理による授權行為の法的性格にも影響を及ぼしうる。湾岸多国籍軍の授權がなされた当初は、決議 678 は憲章上の根拠を欠き、違法かつ無効という指摘もなされたが²⁸⁾、香西が指摘するように、「安保理決議の集積により多国籍軍方式の合憲性を争うことが困難」になり、他方で、単独主義的武力行使の合法性をめぐる議論に学界の焦点が移ったということから²⁹⁾、近年では授權行為そのものに疑問を投げかける議論は少なくなったといえる。しかしながら、ガリが『平和への課題・追補』で指摘したように、許可方式が一部の加盟国による一方的な武力行使よりは望ましいという肯定的側面がある一方で、国連の信頼性に否定的影響を与える側面も見落としてはならない³⁰⁾。したがって、授權行為の実行が憲章第 7 章の下での集団的措置として慣行化しているとはいえ、その合法性や正当性をあらためて確認するために、当該行為の法的根拠を再検討し、憲章上の位置づけを探る意義は失われていないといえよう。そこで次節では、授權行為のモデルケースとなった安保理決議 678 の採択時における議論を手がかりに、当該行為の憲章上の位置づけについて検討する。

2. 「授權」行為の正当化理論

以下では、安保理による授權行為のこれまでの実行に鑑みて、慣行によって当該行為を正当化する理論と、国際組織法特有の解釈手法から当該行為を正当化する理論について紹介し、その限界を指摘する。

27) PKO の複合化および平和維持と平和強制の結合現象については、Christine Gray, *op.cit.*, pp.217-251; 香西茂、前掲論文、224-233 頁を参照。

28) 松井芳郎、前掲書、69-89 頁。

29) 香西茂、前掲論文、221 頁。

30) UN Doc. A/50/60-S/1995/1, (25 January 1995), para.80.

(1) 「後に生じた慣行」理論

「後に生じた慣行」理論は、実行の集積による慣習法の形成に根拠づける考え方である。慣行による憲章の新しい解釈の例としては、常任理事国の棄権は決議の採択を妨げないという解釈がある。1971年の「ナミビア事件」における国際司法裁判所（以下、ICJと略記）の勧告的意見では、「常任理事国の自発的棄権は決議採択の障害とはならないことは、一貫した様な解釈であり、加盟国によって一般に受け入れられ国連の一般慣行を証明している³¹⁾」として、常任理事国の棄権は拒否権には当たらないことが、慣行を通じて受け入れられていることが確認された。

この勧告的意見で示された重要な点は、一般慣行の存在とその受容を要求している点である。これは慣習法の成立要件である一般慣行の存在と、当該慣行に対する法的信念の存在と言い換えることもできる。授權行為についていえば、安保理決議678の違法性を主張する松井は、当該決議における授權行為はこれまで類似の先例が存在せず、さらに決議採択時において反対票や棄権が存在する中では、一般的受容の存在も見出しにくいとして、この理論を用いた授權行為の正当化を否定している³²⁾。確かに、安保理による授權行為の慣行が存在していなかった決議678採択当時では、この主張も妥当したといえよう。しかし先述したように、その後も同様の行為が繰り返され、個別の事態に対する授權の是非は別として、加盟国に対する授權という方式に強い疑義が呈されることがない現在に至っては、安保理の授權行為について、安保理構成国間の一般的受容を示しているということも指摘できるだろう。松井もこの点について、「(決議678と)同様の内容の決議が今後も繰り返され、そしてそれに対する加盟国の一般的受諾が証明されるような事態になれば、この政治的評価は別にして、安保理事は憲章第7章のもとでその決議を実施するための武力行使を一部の加盟国に授權することができるという、新しい憲章解釈が成立することがあるかもしれない」と述べている³³⁾。

31) *ICJ Reports 1971*, p.22. 訳出は、桐山孝信「ナミビア事件」松井芳郎編集代表『判例国際法[第2版]』東信堂、2006年、275頁の記述に従った。

32) 松井芳郎、前掲書、76-79頁。

33) 松井芳郎、前掲書、78-79頁。

(2) 黙示的権限理論

黙示的権限理論は、国際組織の設立文書に明示の規定が存在していなくても、国際組織は自らの目的を達成するために必要不可欠と思われる権限を付与されているという考え方である。ICJ の勧告的意見の中でもこの理論の援用によって、国連の黙示的権限を肯定する考え方が示されている³⁴⁾。しかし、黙示的権限の考え方であっても、国連の活動における目的適合性の観点から、無限定に国連の権限を承認するものではない。黙示的権限理論を批判する主張としては、「国連は超国家機構ではないから、設立文書（国連憲章）で定められた目的を、設立文書で認められた手段・方法で達成するのが原則であって、設立文書で禁止されていなければ、目的達成のためどんな行動でもとりうるというのは行き過ぎというべきであろう」との指摘により、「国連経費事件」における勧告的意見を批判する者や³⁵⁾、武力行使に係る問題について、明文の規定が憲章第7章の下に置かれ、その手続や条件を定めている以上、憲章の明文規定を出し抜くために、黙示的権限理論を援用することはできないとの批判がある³⁶⁾。

これに対して、国際組織設立文書の目的論的あるいは発展的解釈により、国際組織の創造的展開を主張する佐藤は、次のように述べる。すなわち、「多数決制度の下で運営される国際連合等の国際組織においては、通常の条約の解釈枠組みを規律する条約法条約第31条の解釈枠組みの中には収まりきれない固有のダイナミズムが機能しており、設立文書に特有な動的な解釈枠組みが生まれていると考えられる」とし、さらに続けて、「このような、設立文書に特有な動的な解釈枠組みの下では、黙示的権限理論の適用自体も、憲章解釈の制限的立場の下において認められる黙示的権限とは、名称こそ同一であれ、その適用範囲や性質の点で、大きく異なってく

34) たとえば、「国連の職務中に被った損害の賠償事件」（1949年）、「南西アフリカの国際的地位に関する事件」（1950年）、「国連行政裁判所が下した補償裁定の効果事件」（1954年）、「国連経費事件」（1962年）、「ナミビア事件」（1971年）などの勧告的意見において、黙示的権限理論の援用が見られるとされる。香西茂『国連の平和維持活動』有斐閣、1991年、413頁および416頁（注4）参照。

35) 松田竹男「国連のある種の経費事件」松井芳郎編集代表、前掲書、595頁。

36) 松井芳郎、前掲書、88頁。

ると言えよう」と指摘して、国際組織設立条約に特有な解釈として黙示的権限理論を擁護している³⁷⁾。また別の論者も、「国連憲章は単なる条約ではなく、生きた国際組織の構文書である」とし、「国連経費事件」の勧告的意見を引用しながら、「国際組織の有機的な成長は必要不可欠である」として、国連憲章は動的に解釈する性質を持つことを指摘している³⁸⁾。

(3) 一般理論の限界

国際法の一般理論であるこの二つの考え方は、伝統的 PKO の憲章上の根拠を求める際にも援用され、当該 PKO を適法な活動と位置づける根拠とされている³⁹⁾。だが、そもそも PKO は、国際の平和と安全の維持という目的の下、受入国の同意に基づき中立・非強制の活動を旨とし、また、憲章上本来予定されない種類の軍隊や軍事監視団によって組織され、使用される活動である⁴⁰⁾。つまり、国連の設立趣旨や目的に合致した PKO に対して、憲章上の明文規定の欠如を補うために、上記の理論による根拠づけが行われたのである⁴¹⁾。

しかし、国連加盟国による武力行使に関しては、憲章第 2 条 4 項により一般的に禁止される行為であり、自衛の場合と第 7 章に基づく集団的措置、そして第 53 条に基づき安保理が地域的機関に許可 (authorization) を与える場合以外は、現代国

37) 佐藤哲夫「冷戦後の国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動—武力の行使に関わる二つの事例をめぐって」『一橋大学研究年報法学研究』第 26 号、1994 年、90 頁。

38) Thomas M. Franck and Faiza Patel, “UN Police Action in Lieu of War: ‘The Old Order Changeth,’” *The American Journal of International Law*, Vol.85, No.1, 1991, pp.66-67.

39) 国連 PKO の憲章上の根拠についての詳細は、香西茂、前掲書、389-421 頁を参照。

40) 香西茂、前掲書、389 頁。

41) PKO の合憲性については、「国連経費事件」における勧告的意見の中で、「機構自身が目的適格的であると考えて行動するかぎりでは、機構の行動は、憲章が機構に与えた権限の範囲内のもの、したがって有効なものであるとの推定が働く」との趣旨の解釈によって、いわゆる「有効性の推定」の法理を打ち出し、この法理により、PKO は機構の権限内の活動であることが認められた。森川幸一「国際連合の強制措置と法の支配 (二・完) —安全保障理事会の裁量権の限界をめぐって」『国際法外交雑誌』第 94 巻第 4 号、1995 年、68-69 頁参照。この「有効性の推定」の法理は、国際組織の黙示的権限を基礎づけるものでもある。この点については、佐藤哲夫『国際組織の創造的展開—設立文書の解釈理論に関する一考察』勁草書房、1993 年、485-486 頁を参照。

際法の下では認められていない⁴²⁾。集団安全保障体制との関わりでいえば、理念型としての集団安全保障体制下の武力の行使は、安保理の「決定 (decision)」に基づく集団的な強制行動であり、これを遂行する国連軍については、憲章第 7 章の中にその組織や使用に係る詳細な規定が置かれている。つまり、国連の集団安全保障体制は、武力行使の決定を安保理に集権化して、武力行使の執行は国連軍を組織して集団的に実施することが、第 7 章の下で整備されたのである⁴³⁾。現実の集団安全保障体制は、国連軍の組織化が実現を見ない中、武力行使の執行面では多国籍軍方式による分権的性格を持つ一方、武力行使の決定面では第 7 章の援用により、武力行使禁止原則の例外的措置に執行を位置づけ、法的拘束力のない「許可 (authorization)」を安保理が与えることによって、依然として安保理が武力行使の決定権限を握っている⁴⁴⁾。武力行使の執行面では限界があるとはいえ、武力行使の決定権限を安保理に集約させることは、憲章が意図した集団安全保障体制の集権的性格の維持を確保しようとするものである。そして、安保理が武力行使の決定的判断を下すにあたって、授權行為の「入口 (gateway)」として機能するのが、「平

42) ただし、旧敵国条項 (第 53 条第 1 項後段および第 2 項、ならびに第 107 条) と過渡的安全保障 (第 106 条) の規定に基づく行動は、安保理の許可を必要とせずに五大国が行動することができる。だが旧敵国条項に関しては、削除を求める総会決議が 1995 年に採択され、2004 年に出された国連ハイレベル委員会による報告書の中でも改正が勧告されており、現在では死文化しているといえよう。UN Doc. A/RES/50/52 (15 December 1995), p.3; UN Doc. A/59/565 (2 December 2004), p.77. また、第 106 条の過渡的安全保障の規定を援用して安保理の授權行為の法的性格を捉える見解もあるが、授權決議の中に憲章第 7 章が言及されていることから、憲章第 17 章に属する第 106 条を援用しての根拠づけは困難と思われる。第 106 条説については、遠藤安彦「国連安全保障理事会による武力制裁措置の適用—冷戦期と冷戦後の安保理事会決議の分析的考察を中心として」『近畿大学法学』第 45 巻第 2 号、1998 年、1-56 頁を参照。

43) Nigel White and Özlem Ülgen, “The Security Council and the Decentralised Military Option: Constitutionality and Function,” *Netherlands International Law Review*, Vol.44, 1997, p.386; Niels Blokker, “Is the Authorization Authorized? Powers and Practice of the UN Security Council to Authorize the Use of Force by ‘Coalitions of the Able and Willing,’” *European Journal of International Law*, Vol.11, No.3, 2000, pp.550-551.

44) White and Ülgen は、安保理の授權行為は、安全保障理事会の集団的意思の実施という意味において、武力行使の集権化に位置づけられると評価している。Nigel White and Özlem Ülgen, *loc.cit*

和に対する脅威」の認定を始めとする憲章第 39 条の機能なのである⁴⁵⁾。

このように、武力行使の決定に関しては、憲章第 7 章の中に明文規定が置かれ、手続的要件を定めてその集権性を維持している。明文規定が置かれている以上、武力行使に係る安保理の行為について、一般理論を用いて安易に正当化することには慎重さが求められる。ただし、そのような慎重さの要請は、一般理論の考え方自体を否定するものではない。国際法の世界で慣習法が持つ重要性は否定しえないし、常に変容する国際社会にあっては、国際組織の設立文書もその変化に合わせて柔軟に解釈する必要がある。佐藤が指摘するように、「国際組織は、多数国間立法条約を含めて条約による単なる行為規範の設定では不十分であり、国際組織という組織体の実体の恒久的な運用によってのみ遂行可能な任務を達成するものとして、設立された」のであって、「(国際組織の) 設立文書は、当該組織の実効的な機能・活動のために、国際社会の変化に適応するという要請の下に常に置かれている」のである⁴⁶⁾。重要な点は、一般理論による正当化を否定するのではなく、その意義を理解した上で、武力行使の問題に限っていえば、武力行使禁止原則は国連憲章だけでなく一般国際法上の強行規範としても認識されうる性質を持つため⁴⁷⁾、一般理論を援用して憲章を安易に拡大解釈する姿勢は避けなければならないということである。そこで次節では、憲章第 7 章の中の明文規定に根拠づけうる可能性について検討する。

3. 明文規定への根拠づけ

前節で述べたように、安保理の授權行為に対する法解釈の姿勢としては、憲章第 7 章の中に明文規定が存在する以上、一般理論を援用するよりも、第 7 章内の具体的な条文に根拠を求めるのがより望ましいといえる。それではどの条文に拠ればよいただろうか。

45) Danesh Sarooshi, *op.cit.*, p.33.

46) 佐藤哲夫、前掲書 (1993 年)、370 頁。

47) Christine Gray, *op.cit.*, p.29; 藤田久一、前掲書、277 頁。

湾岸多国籍軍の授権の際は、第 51 条に基づく集団的自衛権の行使であるとする考え方が一部で主張された⁴⁸⁾。しかし、人道的あるいは平和維持的性格の任務内容を有するその後の多国籍軍型軍事活動を見れば、この考え方は妥当しない。そこで、安保理の行為の性質に着目すると、「決定」と「勧告」の二種類にその性質を分類することができる。以下では、この二つの性質に着目して、憲章条文に照らしながら検討を行う。

(1) 「決定」としての安保理の行為

国連憲章は、第 7 章内の第 39 条で、安保理の任務を規定している。すなわち、「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第 41 条及び第 42 条に従っていかなる措置をとるかを決定する」という規定である。前半部分の「決定」は、“determine”の訳出であり、いわゆる「平和に対する脅威」の「認定」に関わる文言であるため、ここでは検討対象ではない。後半の安保理がとりうる措置に係る規定が重要であり、条文から明らかなのは、安保理は「勧告 (recommendation)」と「決定 (decision)」の二種類の行為をとりうるということである。

第 41 条の「決定」は、非軍事的措置に係るものであるため、ここでの考察の対象からは外れる⁴⁹⁾。問題となるのは、第 42 条の「決定」と安保理の授権行為との関係性である。これまで述べてきたように、湾岸多国籍軍への武力行使の授権を端緒として、安保理による「許可 (authorization)」によって数々の多国籍軍が組織されてきた。安保理は、意志と能力のある加盟国を名宛人として、多国籍軍を組織

48) たとえば、Oscar Schachter, “United Nations Law in the Gulf Conflict,” *The American Journal of International Law*, Vol.85, No.3, 1991, pp.452-473; Eugene V. Rostow, “Until What? Enforcement Action or Collective Self-Defense?,” *The American Journal of International Law*, Vol.85, No.3, 1991, pp.506-516 などを参照。

49) 国連の非軍事的措置の法的性格については、吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』国際書院、2003年、31-78頁を参照。

すること、そしてその際にあらゆる必要な手段を行使することを「許可」して、武力行使の権限を授權してきたのである。安保理による「許可」が、「決定」と大きく異なる点は、あくまで「許可」であるため、第 25 条の下で加盟国を法的に拘束するものではない点にある。その意味で、安保理の「許可」は「勧告」的性質を持つものと解することもできよう。したがって、安保理の授權行為を第 42 条の「決定」として解釈することは、授權決議の形式から見ても、そして「許可」の性質から判断しても、適切ではないように思われる。

(2) 「勧告」としての安保理の行為

安保理の授權行為を「勧告」として解釈する場合には、第 39 条と第 42 条という二つの条文に基づく「勧告」が考えられる。第 39 条の「勧告」は、本来は「平和に対する脅威」等の事態の認定後も、なおも憲章第 6 章の平和的解決へ導くために置かれた規定として認識されている⁵⁰⁾。しかし第 39 条の内容は、広義に解釈する余地も内在している。すなわち、安保理と加盟国との間で第 43 条に基づく兵力の提供に係る特別協定が締結されていない状況にあっては、加盟国が自発的に提供する兵力による軍事的措置の実施を、安保理が「勧告」することも可能であるという解釈である⁵¹⁾。このように第 39 条を広義に解釈することにより、朝鮮動乱の際の安保理による「勧告 (recommendation)」は、同条に基礎を置くものであると考えられている⁵²⁾。第 39 条の「勧告」が軍事的措置を含みうるのであれば、武力行使を含むあらゆる必要な手段の行使を「許可」する安保理の授權行為も、第 39 条の「勧告」の範囲内と解釈することも可能である。

他方、第 42 条の下でも安保理は「勧告」を行うことができるという見解がある⁵³⁾。この見解は、第 42 条に基づく措置が第 43 条の特別協定の存在を前提とするか否

50) 神谷龍男『国際連合の安全保障[増補版]』有斐閣、1979年、62-64頁。

51) 神谷龍男、前掲書、64-65頁。

52) Derek W. Bowett, *op.cit.*, p.32; 神谷龍男、前掲書、65-66頁; 高島益郎「国連軍」『外務省調査月報』第2巻11号、1961年、49頁。

53) たとえば、尾崎重義、前掲論文(1992年および2002年)を参照。

かという問題と関係している。第 42 条と第 43 条を区別する立場からは、「第 42 条は、国連の強制措置に加盟国の軍隊が提供されるのは、必ず第 43 条の特別協定によらなければならないと規定していない」として、「安全保障理事会の勧告又は授權に応じて、自発的に加盟国が軍隊を提供することはまったく可能である」と指摘される⁵⁴⁾。この背景には、特別協定の締結が困難であるからといって、国連が何ら集团的措置をとりえないということはなく、憲章の柔軟な解釈によって、第 42 条の「勧告」に基づく形で集团的措置をとりうるという考え方がある⁵⁵⁾。

確かに、この第 42 条と第 43 条を分離して捉え、第 42 条の「勧告」に基づいて集团的措置をとりうるとする考え方は、特別協定の締結が実現を見ない中で、現実的な憲章解釈であるいえる⁵⁶⁾。しかしながら、第 39 条の「勧告」に基礎を置く考えが全く妥当しないのであれば、第 42 条を柔軟に解釈する必要性も生まれようが、先に検討したように、第 39 条の「勧告」に根拠を求めたとしても、十分な妥当性を有していると考えられる。したがって、他に根拠となりうる規定が存在する以上、第 42 条と第 43 条は一体として捉え、第 42 条に基づく軍事的措置は、第 43 条の特別協定に従って設けられた国連軍による行動を念頭に置き、第 39 条の文言どおりに解釈して安保理の「決定」に基づく措置として捉える方が、国連憲章の理念に

54) 尾崎重義、前掲論文 (1992 年)、52 頁。

55) この点に関して、第 42 条の「勧告」説をとる尾崎は次のように指摘している。すなわち、「冷戦期の国連の実行を通じて、第 43 条の実施の失敗が国連の国際機構としての成長を促し、特別協定を必要としない国際警察行動の創設をもたらしたと評価できる」として、第 42 条に基づいた「勧告」による措置を肯定的に評価している。尾崎重義、前掲論文 (2002 年)、40 頁。また、Franck と Patel は、国際社会による集团的警察行動 (collective police force) を武力行使における新システムと定義し、そのような警察行動は、第 53 条に基づく regional action と第 42 条に基づく global action に分かれ、いずれも安保理による明確な「許可」が必要であると指摘している。Thomas M. Franck and Faiza Patel, *op.cit.*, p.63 参照。

56) White と Ülgen は、第 42 条と第 43 条が分離できないというのは誤った見方であるとして、「国連の権威の下で作られる ad hoc な連合といった実際的な選択肢 (practical option) が現れるのであれば、その場合は一応の合法性 (prima facie lawful) があると思われる」と指摘し、第 43 条に基づく特別協定を前提としない軍事的措置の実施を肯定的に評価している。Nigel White and Özlem Ülgen, *op.cit.*, pp.385-386。また、現在の学界では、第 42 条と第 43 条を分離して捉える見方が支配的とされる。佐藤哲夫「国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動の正当性」『一橋大学研究年報法学研究』第 34 号、2000 年、192 頁および 198-199 頁参照。

沿うものであるといえよう⁵⁷⁾。

まとめ

本稿では、安保理による授權行為の憲章上の位置づけを次のように結論づける。まず、「後に生じた慣行」理論や黙示的権限理論といった一般理論から安保理の授權行為の根拠を導くことは、それらの理論の意義は評価できるが、授權行為が第7章の下、武力行使禁止原則や内政不干渉原則の例外的措置として武力の行使を加盟国に「許可」する性質を持つため、一般理論の援用によって憲章を拡大解釈する姿勢には慎重さが要求される。さらに武力の行使に関しては、第7章内に明文で関連規定が存在しており、授權決議の形式においても第7章が援用されていることから、授權行為の根拠は第7章の中の具体的な条文規定に求めるのが、妥当な解釈姿勢であるといえる。そして第7章の規定では、第42条と第43条は一体として捉えるのが憲章の理念に沿うものであるといえ、「許可」の勧告的性質と、「勧告」は軍事的措置を含みうることから、安保理による授權行為は、第39条の「勧告」に基礎づけるのが適切であるというのが本稿の結論である。

なお本稿は、紙幅の制約もあり憲章第7章下の授權行為に係る考察にとどまっております。表2で示した第8章下の、特に第53条に基づく安保理による地域的機関への強制行動の許可については分析するに至っていない。この点は、別の機会に稿を改めて論じたい。

[付記] 本稿は、財団法人松下国際財団2006年度研究助成による成果の一部である。
(筆者は、前国際平和協力調査員、現在、大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程在籍)

57) 最後に、安保理の授權行為と第40条に基づく暫定措置との関係性について付言すれば、同条の下での暫定措置は、安保理が暫定措置に従うように関係当事者に要請するものであるため、あらゆる必要な手段の行使を加盟国に対して許可する授權行為とは、相容れない性質であるといえる。